

議案第71号

南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例

南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

南風原町長 城間俊安

(提案理由)

南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画に関する事項について調査、審議するために、本条例を制定する必要があるため提案する。

南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定（以下「基本構想・基本計画」という。）に関する事項について調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 観光に関する識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想・基本計画が策定されるまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き又は関係者からの資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済建設部産業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。